

第2章 環境の現状

第1節 自然環境

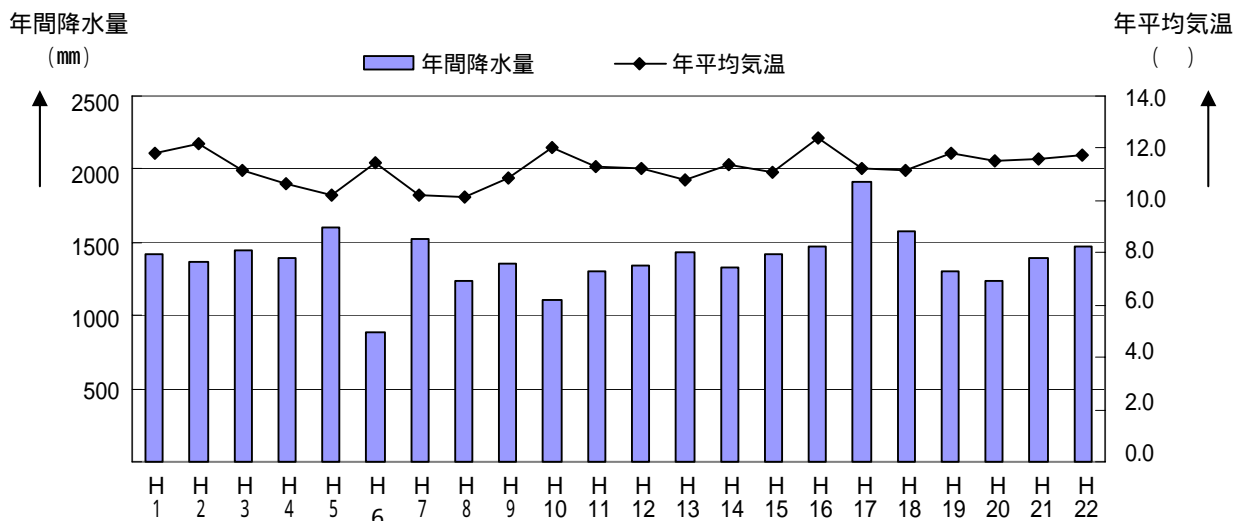
1-1 気象 ～日本有数の豪雪地帯～

○本市の気象は、春から秋にかけては内陸盆地気候となり、冬季は日本海からの季節風の影響によって降雪量が多く、日本でも有数の豪雪地帯となっています。

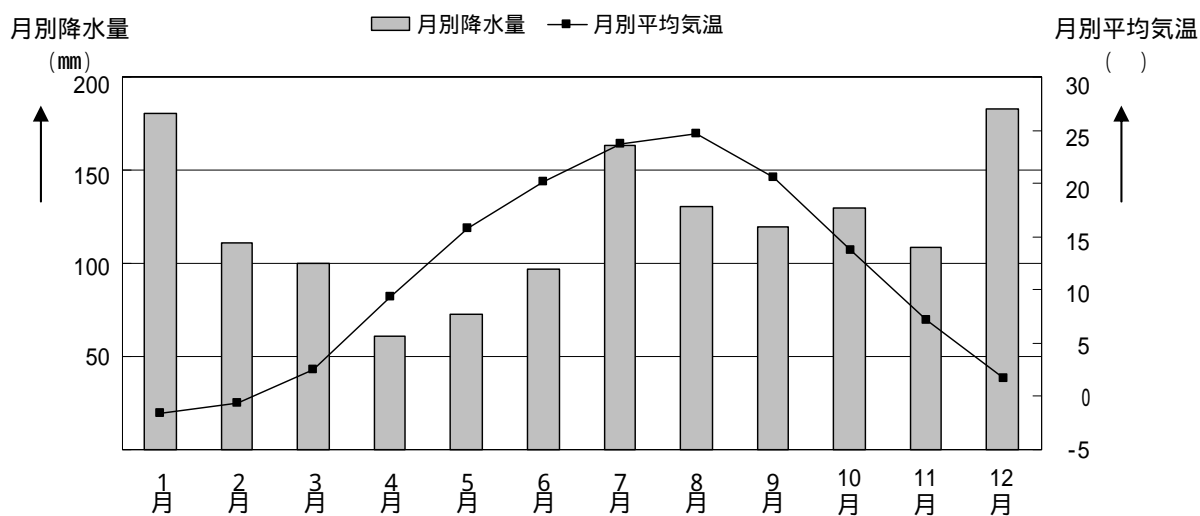
○年平均気温は 11.5℃、年間降水量は 1,396mm です。また、最深積雪平均は平地で 115cm(1)、山間部では 250cm(2)で、1年のうち約3分の1の期間が雪に覆われ、特別豪雪地帯に指定されています(数値はいずれも平成18～22年度までの5年間の平均)。

1...長野地方気象台飯山地域気象観測所数値 2...羽広山観測所数値

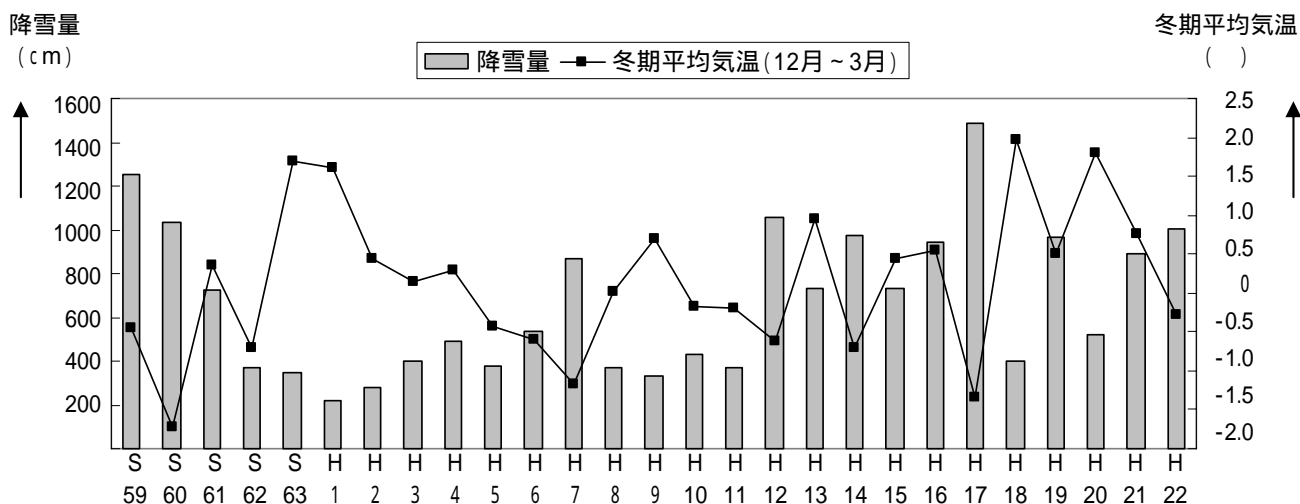
年別気象概況 (平成元年～平成22年:飯山地域気象観測所)



月別平均気温・降水量 (平成13年～22年まで10年間の平均値:飯山地域気象観測所)



降雪量及び冬期平均気温 (昭和59年度～平成22年度:飯山地域気象観測所)



1-2 地形 ~山脈に抱かれ、千曲川を中心とした地形~

- 本市は、長野県で最も低い千曲川沖積地に広がる飯山盆地を中心に、東側には三国山脈、西側には関田山脈が連なる南北に細長い地形を呈しています。
- 盆地内には長峰丘陵等が横たわり、また、常盤平、木島の平、外様平と呼ばれる3つの平があります。特に常盤平及び木島の平は、千曲川の氾濫により上流から運ばれた土砂が堆積してできた平野です。
- 市域の南西部には斑尾高原、北西部には鍋倉山、東部には長野県の郷土環境保全地域(※)に指定されている小菅山があり、多くの自然資源に恵まれた立地条件を備えています。平成17年には、斑尾山を起点に関田山脈の峠を尾根沿いに結ぶトレッキングルート「信越トレイル」が開通。また、平成18年4月には小菅山、鍋倉山の森を活用した「森林セラピー基地いいやま」がオープンし、森林の効果で人々を癒しています。



信越トレイル

郷土環境保全地域…優れた自然を県民の貴重な資産として後代に伝えとともに、県民の良好な生活環境の保全を図ることを目的に長野県が指定する地域。

1-3 河川・湖沼等 ~雪解け水が作り出す河川・湖沼~

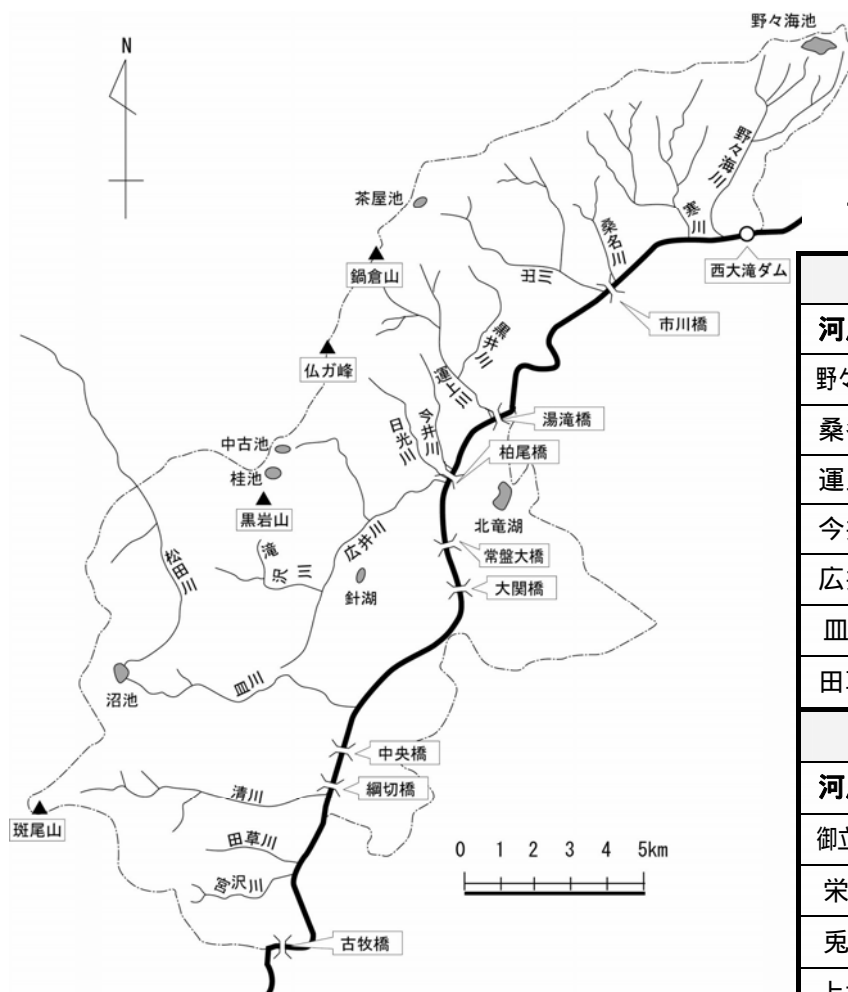
(1) 河川

- 市内を縦断する形で、飯山盆地のほぼ中央を南南西から北北東へ千曲川が流れています。千曲川はその源を甲武信岳に発し、長野市で犀川と合流し、本市を流下して新潟県で信濃川と名を改めて日本海へ注いでいます。
- 千曲川は、過去何回となく洪水を起こしており、その流路を大きく変えてきました。現在、市内を流れる距離は23.8kmとなっています。

- 千曲川を挟んで西側には関田山系、東側には三国山系が連なっており、これらの山地から流れ出て千曲川に流入する中小河川が数多くあります。また、湧水や地下水も豊富で、これらの河川水や地下水は農業用水、上水道水として利用されています。
- 以前は千曲川の水を上水道水源として利用していましたが、市内各地で水源開発が進められた結果、平成14年からは市内全域で地下水又は湧水を水源とすることができ、千曲川からの上水道水源としての取水はしていません。
- 千曲川は、本市の景観形成における軸となる存在であることから、良好な河川環境の保全を図ることによって、飯山市らしさを備えた郷土景観や風土の保全・創出に努めていく必要があります。

(2) 湖沼

- 本市には、大小数多くの湖沼がありますが、代表的なものは沼池(斑尾)、桂池、中古池(いずれも黒岩山)、茶屋池(鍋倉)、針湖(長峰丘陵)、北竜湖(瑞穂小菅)です。
- 本市の湖沼の特徴は、雪解け水を溜め、水田の灌漑用水を供給する機能を果たしている点です。また、標高の高い場所にある湖沼は雪解けが遅くなるため、夏の期間が短く水が暖まりにくく、水深の浅い湖沼は灌漑用水として排水されるため、湖水の大部分が雪解け水や湧水と入れ替わり、水が汚れにくい等の特徴があります。



千曲川水系 市内河川の状況

一級河川(長野県管理)			
河川名	河川延長	河川名	河川延長
野々海川	2,834m	寒川	1,700m
桑名川	2,000m	出川	7,303m
運上川	3,520m	黒井川	3,597m
今井川	3,400m	日光川	2,250m
広井川	2,250m	滝沢川	2,100m
皿川	3,815m	清川	4,480m
田草川	2,600m	宮沢川	1,700m
準用河川(飯山市管理)			
河川名	河川延長	河川名	河川延長
御立野川	3,000m	江川	1,700m
栄川	900m	笹川	1,700m
兎川	1,700m	大川	2,700m
上境川	800m	南川	1,200m

関川水系 市内河川の状況

一級河川(長野県管理)			
河川名	河川延長	河川名	河川延長
長沢川 (松田川)	7,348m	沼池	500m
準用河川 (飯山市管理)			
河川名	河川延長		
滝の脇川	1,600m		

主な湖沼の状況

湖沼名	湖面面積	湖岸延長	最大深度
沼池	159,000 m ²	2,100m	3.5m
桂池	33,000 m ²	860m	8.5m
中古池	3,500 m ²	470m	4.0m
茶屋池	32,000 m ²	1,000m	8.0m
針湖	33,000 m ²	770m	3.5m
北竜湖	188,000 m ²	2,000m	5.5m

(3) 地下水

- 飯山盆地は周囲を山で囲まれ、その山地を水源とする多くの河川が流下しているため扇状地となっていることから、地下水に恵まれた地域となっています。本地域には100本近い井戸が分布しており、1日の揚水量は10万m³と推定されています。
- 地域がら、地下水の90%以上は、道路等の消雪用に利用にされていますが、消雪用水の利用は冬期間(12月頃~3月頃)に限られています。消雪用水のほかは、水道用水、工業用水等に利用されています。
- 市街地を中心に、冬期間、消雪用としての地下水の汲み上げが集中すると、地下水位の低下や地盤沈下を招くおそれがあるため、計画的な地下水の使用が行われるよう、監視をしていく必要があります。

1-4 生物 ~希少なチョウ『オオルリシジミ』発見!~

(1) 植生・植物

- 本市は、千曲川沿いに水田、畑、果樹園が広がり、その西側方面には山並みの緑地が連続しています。この山並みの緑地は、ほとんどが二次林(薪炭利用や耕作などの土地利用の放棄後に二次的に成立した森林)と植林によって構成されており、北西部の市境に沿った尾根部には自然植生の分布がみられます。
- 二次林の多くはコナラやミズナラで構成され、一部にブナやアカマツの林も見られます。これらの二次林に混じって、スギやカラマツの植林が分布しています。
- 市の北西部の尾根筋に分布する自然植生はブナ林であり、このあたりの地域に本来的に分布する自然の森林といえます。このブナは昭和49年8月に市の木として指定されています。
- 一方、市域を縦断して流れる千曲川の河原には、ヨシ群落やヤナギ低木群落といった氾濫原(河川の近くにあって洪水時に浸水を受ける低地)を特徴づける植生が見られます。
- 本市の山地には、雪国を特徴づける植物として、早春、残雪の間に美しい真紅の花を咲かせるユキツバキが自生し、昭和49年8月に市の花として指定されています。

○平成 16 年 8 月にミズナラやコナラなどの木が枯れる被害（ナラ枯れ）が飯山市において初めて確認されました。以来、まるで季節はずれの紅葉のようにこれらの木が真っ赤になって枯れる被害が毎年見られます（平成 22 年現在）。これは、カシノナガキクイムシが伝搬する病原菌（カビの一種）による伝染病であることがわかっています。抜本的な対策は難しい状況ですが、市では長野県などとも連携し、被害拡大防止に向けた防除の取り組みを行っています。一方、同様の被害は江戸時代からあったとする古文書が飯山市内で見つかり、ナラ類を薪炭に活かすことで被害拡大を防いだという当時の記述があったことから、今後の対策方法の検討に活用することも考えられます。

（2）動物

○市内の森林では、ブナ堅果の不作年にツキノワグマの人里への出没が多発する傾向が見られ、平成 16 年ごろからは顕著に、その目撃数が増加しています。住宅地にも度々出没し、農産物等の食害や人的被害も報告されています。市では長野県の「特定鳥獣保護管理計画」に従い、年間捕獲数を定め駆除を行っていますが、里山の整備がされていないことも出没が増える原因の 1 つとして考えられています。イノシシ・シカ・ハクビシン等、他の鳥獣も含め、人間と動物がうまく共存できる環境づくりが求められています。



クマによるトウモロコシの被害

（3）昆虫

○近年、市内のスキー場跡地において、環境省レッドデータの絶滅危惧種 I 類に分類されているオオルリシジミが生息していることが確認されており、ナベクラザゼンソウなどの希少性の高い植物等も視野に入れて、新たな天然記念物指定の検討が必要となっています。希少な野生動植物が生息する環境はそれ自体が貴重であることから、オオルリシジミの生息地や鍋倉山のブナ林を環境保全地域に指定するなどして、絶滅に瀕した動植物や貴重な植物相を保護していくことの重要性が指摘されています。



市内で生息が確認された絶滅危惧種のチョウ「オオルリシジミ」

○飯山市では国からの補助を活用し、平成 23 年度～24 年度にヒメギフチョウやオオルリシジミの生息地保全活動や、生物多様性保全に関する啓発冊子の作成などの生物多様性保全のための活動を行っています。

(4) 外来生物

○近年、外国から入ってきた動物や植物が増殖し、在来生物の生存が脅かされる問題が発生しています。外来生物法では、海外起源の外来種であって生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から「特定外来生物」を指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いの規制や、特定外来生物の防除等を行うこととしています。また、特定外来生物には指定されていないものの、在来生物を脅かす生物も見られます。

市内に生育・生息する希少生物（一例）

生物名称	特 徴
ナベクラザゼンソウ (長野県絶滅危惧種)	鍋倉山で発見され、平成14年に新種として発表されたザゼンソウ属の植物。花を包む仏炎苞(ぶつえんほう)が大きいザゼンソウに対し、ナベクラザゼンソウは仏炎苞が小さいなどの特徴がある。
トガクシソウ (環境省準絶滅危惧)	本州中北部の多雪地に生育しているが、近年、個体数の減少が心配されている植物。30cm位の茎の上部の枝分かれした先に薄紫の花をつける。
ギフチョウ (環境省絶滅危惧 類) ヒメギフチョウ (環境省準絶滅危惧)	4月～5月頃の早春に成虫が現れるチョウ。前翅の大きさはギフチョウが約31mm、ヒメギフチョウが約29mmと、ヒメギフチョウの方がやや小さい。両種の混棲地である黒岩山は、国の天然記念物に指定されている。
オオルリシジミ (環境省絶滅危惧 類)	6月頃に成虫が現れるチョウ。全国的に著しく減少しており絶滅した産地が多い中、近年、飯山市内において、野生個体群の生息が確認された。

市内に生育・生息する外来生物（一例）

植 物		
生物名称	特徴	生育場所
アレチウリ (ヨーロッパ原産、特定外来生物)	ウリ科の一年生草本。生育速度が非常に速いつる性植物で在来植物を覆い枯らしてしまうこともある。	千曲川河川敷、長峰、耕作放棄地
オオキンケイギク (北アメリカ原産、特定外来生物)	キク科の多年草。高さ0.3～0.7m程度で、6～7月頃にかけて、橙黄色の鮮やかな花を咲かせる。	千曲川河川敷 道路法面
フランスギク (ヨーロッパ原産)	キク科の多年草。高さは0.3～0.7m程度で、6～8月頃にかけてマーガレットそっくりの花を咲かせる。	道路法面 耕作放棄地
セイタカアワダチソウ (北アメリカ原産)	キク科の多年草。高さは1～2.5mで、先の方に花を付ける枝を多数出す。秋に濃黄色の小さな花を多く付ける。	千曲川河川敷 耕作放棄地
ワルナスビ (ヨーロッパ原産)	ナス科の多年草。高さ30～70センチメートル、黄褐色の鋭い刺(とげ)と星状毛がある。白色または淡紫色のナスに似た花。	耕作放棄地

その他		
生物名称	特徴	生息地
オオクチバス、コクチバス 【通称：ブラックバス】 (北アメリカ原産、特定外来生物)	スズキ目・サンフィッシュ科の淡水魚。全長30-50cmで口が大きく目の後ろまで裂けているのがオオクチバス、口が小さく目より後ろまでは裂けていないのがコクチバス。	針湖池、北竜湖、沼池、桂池、その他
ブルーギル (北アメリカ東部原産、特定外来生物)	スズキ目・サンフィッシュ科の淡水魚。全長25cmで昆虫類、植物、魚類、貝類、動物プランクトンなどを餌とする雑食性。	針湖池
ウシガエル (アメリカ東部・中部、カナダ南東部原産、特定外来生物)	カエル目・アカガエル科。大型で極めて捕食性が強く、昆虫やザリガニの他、小型の哺乳類や鳥類、爬虫類、魚類までも捕食する。	市内全域

1 - 5 自然環境保全に関わる施策 ~天然記念物をはじめとした文化財を守るために~

(1) 天然記念物の指定

- 本市には、文化財としての天然記念物が16件指定されており、そのほとんどが巨樹巨木で占められています。
- このうち、黒岩山の約75haは、ギフチョウとヒメギフチョウの混棲地として国の指定を受けていますが、近年、幼虫の餌であるコシノカンアオイ、カンアオイ、ウスバサイシン等の植物が減少したこともあって、特にヒメギフチョウはほとんどみられなくなっています。

市内の天然記念物一覧(H23.4.1現在)

指定区分	名称	所在地区	指定年月日	摘要
国指定	黒岩山	外様	昭46.7.5	ギフチョウとヒメギフチョウの混棲地
県指定	神戸のイチョウ	瑞穂	昭37.9.27	胸高幹囲14m
	小菅神社の杉並木	瑞穂	昭40.4.30	180~200本
市指定	山田神社の大杉	太田	昭51.2.17	胸高幹囲7.42m
	小菅のイトザクラ	瑞穂	平9.1.20	胸高幹囲4.2m
	熊野神社のケヤキ	岡山	平9.1.20	胸高幹囲8.4m
	沼池のヤエガワカンバ	柳原	平9.1.20	胸高幹囲2.1m
	大久保のサルスベリ	秋津	平10.5.18	胸高幹囲1.25m
	大川のイチョウ	柳原	平10.5.18	胸高幹囲6.3m
	正行寺のイチョウ	柳原	平10.5.18	胸高幹囲6.75m
	小菅のヤマグワ	瑞穂	平10.5.18	胸高幹囲1.6m
	西大滝のエノキ	岡山	平12.3.27	胸高幹囲3.12m
	秋津小学校のイロハモミジ	秋津	平12.3.27	胸高幹囲3.6m
	三桜神社のブナ	外様	平12.3.27	胸高幹囲3.08m
	犬飼神社のカツラ	瑞穂	平15.5.30	胸高幹囲3.5m
瀬木のイチイ	太田	平15.5.30	胸高幹囲3.1m	

(2) 郷土環境保全地域

○本市の小菅山一帯（493.49ha）は、歴史的に特色のある自然環境地域として、長野県自然環境保全条例に基づく郷土環境保全地域の指定を受けています。

(3) 自然保護協定

○市の自然保護条例においては、ゴルフ場、別荘団地、スキー場等の開発で、一定の規模を超える行為を行う場合は、市へ届出を行うとともに、自然保護協定の締結を義務づけています。

(4) 鳥獣保護区

○本市には鳥獣保護区として現在、長峰、北竜湖、野々海の3地区が指定されており、北竜湖の湖水面は特別保護地区に指定されています。

○また、綱切橋から中央橋までの間の千曲川流域 48ha は、鉛散弾規制区域に指定されています。

(5) 文化的景観

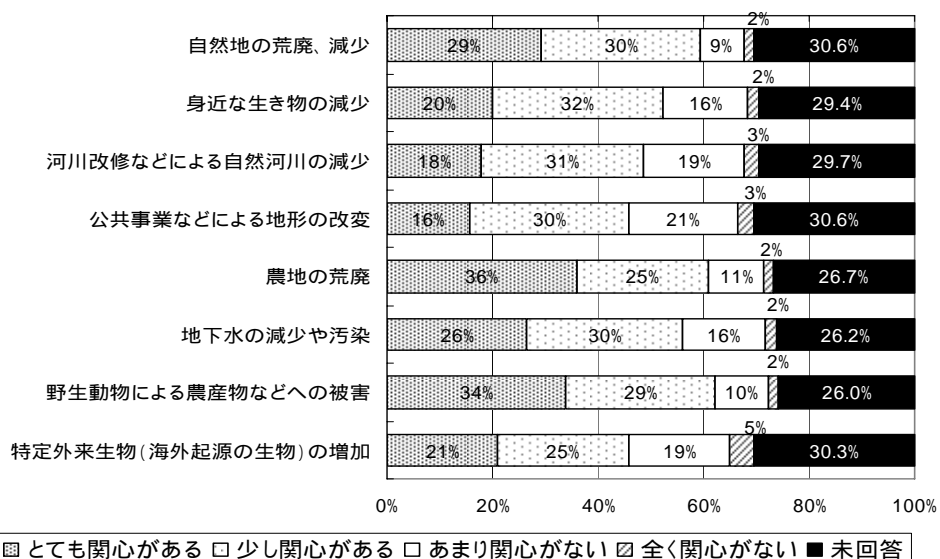
○また、文化的景観は比較的新しい概念ですが、例えば、瑞穂地区の小菅、岡山地区の柄山の集落と背後の里山の植生による魅力ある景観は、人間と自然との長期にわたる相互作用によって生み出された文化遺産であり、今後、これらについても文化財として指定等を考慮していくことが求められます。



岡山地区・柄山集落と背景の里山の景観

「自然環境」に対する市民意識（H23.2 実施 市民アンケートより）

環境にかかる市民アンケート調査（H23年2月）においては、農地の荒廃、野生動物による農産物などへの被害について関心が高い結果となりました。



環境キーワード「生物多様性の保全」

地球上には動物・植物など様々な生物が生息しており、多様な生物種がいたり、同じ種でも生息地域によって異なる気候や風土、環境に合わせた進化をしたり、生物同士が互いに関係しながら築き上げた生態系も様々なものがあります。これら生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性を総称して「生物の多様性」と呼んでいます。



ところが近年、特定の生物の過剰採取や外来種の移入、環境の劣化などに伴い、生物の多様性が脅かされつつあります。この保全のため、国際的な取り組みとして1992年にブラジルで行われた国連環境開発会議で「生物の多様性に関する条約」が採択され、2010年4月現在、日本を含む192カ国とEUが加盟しています。また日本では平成20年、生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進することを基本原則とした「生物多様性基本法」が施行されました。飯山市は豊かな自然に恵まれており、多くの生物が共生しています。こうした生物の多様性を守るために、外来種を増やさないよう定期的に草刈りを行ったり、里山の保全活動に参加したりすることが生物多様性保全のための活動の一つとなります。また地域の自然について学習したり観察会などに参加したりして、継続的に自然に関心を持ち続けることが生物多様性の保全にとって何より重要なことではないでしょうか。

第2節 生活環境

2-1 雪とのかかわり ～ “克雪” から “利雪” へ～

- 本市は、1年のうち約3分の1の期間が雪に覆われているため、道路交通の確保や日常生活での雪処理の軽減など、雪を克服し、冬期間も夏場と同様な快適な市民生活の維持を図ることが永年の課題となっています。
- 多量の降雪や積雪は、交通機能を麻痺させるだけでなく、産業の発展や人口動態にも影響を及ぼし、また、雪崩等の災害、屋根の雪下ろし時の事故や家屋等の損傷など、人命、財産に被害を与えます。このため、本市において雪対策は避けて通ることのできない重要な課題です。
- このため、雪に強い幹線道路や除雪体制、除雪機械、消雪パイプの整備、屋根雪対策として融雪・耐雪型の克雪住宅の普及など、様々な克雪対策を推進しています。
- また、市民と行政が協力して秩序ある道路等の除排雪を行うことを目的として昭和55年10月に「冬のくらしを明るくする条例」を制定するとともに、昭和62年には「克雪都市宣言」を行っています。
- 一方、雪は、飯山らしさとして定着しており、平成23年度にはスキー100周年を迎えました。これまでに飯山ではオリンピック選手を何人も輩出するなど、スキー発展に大きな成果を上げています。また、雪まつり、かまくら祭りなど親雪・利雪を目的としたイベントは、年々来場者数が増加しており、冬季の本市を特徴づけるものとなっています。
- 雪は地下水のかん養源であり、「おいしい水道水」の源でもあります。また、厳しい冬を生きぬくための先人の生活の知恵は、雪国ならではの文化や産業を築きあげてきました。
雪国ならではの生活の知恵、暮らし方をもう一度見つめ直し、雪と調和した都市を創造するという視点を根本に据えた雪対策が必要となっています。
- なお、道路凍結による事故防止を図るため、凍結防止剤の散布を行っていますが、散布を行う沿道の農地や、水源への影響、構造物の腐食化等の問題にも注視していく必要があります。



なべくら高原スノーシューツアー



いいやま雪まつり

2 - 2 大気環境 ～原因物質の監視により大気汚染の防止を～

(1) 大気汚染の状況

- 大気汚染物質には、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等があります。これらは、工場、事業所等の活動に伴い排出されるばい煙や自動車排出ガスなどから発生し、大気中の濃度が高くなると人の健康や生活環境に被害をもたらす場合があります。発生源は国内のみではなく、偏西風とともに流れてくる諸外国からの汚染物質も大きな原因と考えられています。
- 県では、一般環境大気測定局 19 局、自動車排出ガス測定局 7 局を設け、常時監視を行っています。本市周辺では中野市内(※)に一般環境大気測定局が設けられており、平成 21 年度の測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに環境基準以内でした。
- 酸性雨については、長野県内 5 地点において 1 か月ごと降水の pH 等について調査が行われています。平成 21 年度の平均 pH は 4.4 から 6.9 の範囲となっており、県内でも酸性雨が観測されています。
- 近年、大気汚染として苦情があるのは、ごみの野焼き等に伴うものがほとんどです。中野市にある一般環境大気測定局は中野市中央の長野県中野庁舎に設置。

「野焼きの禁止」について

野外焼却(野焼き)は、一部の例外を除き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令により禁止されている行為です。野焼きとは、適切な焼却設備を用いずに廃棄物を焼却することで、焼却炉を使った焼却も、構造基準を満たしていない焼却炉は不完全燃焼を起こしやすくダイオキシン類が発生するため使用できません。

(野焼きの例外)

- ・関係法令に基づく廃棄物処理基準に従って行う場合
- ・公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない場合や、周辺への影響が軽微な場合

(例) 農林業を営むためにやむを得ないもの、庭先でのたき火やキャンプファイアーなど



(2) ダイオキシン類対策

- ダイオキシン類は、ものの燃焼等の過程で副産物として生成される有機塩素化合物であり、微量でも毒性が強い上、分解されにくく体内に蓄積されると様々な障害を起こすといわれています。
- 日本におけるダイオキシン類の発生源の約 8 割は、一般ごみの焼却が原因といわれています。このことから、平成 21 年に稼動したごみ焼却施設「エコパーク寒川」は焼却の際にほとんどダイオキシン類が発生しない設計となっているほか、定期的に有害物質の測定を行い、大気汚染が発生しないよう管理されています。
- ダイオキシン類対策特別措置法により、焼却能力 50kg/時間以上又は火床面積 0.5 m² 以上の廃棄物焼却炉は県へ届出が必要です。届出されている焼却炉は、平成 22 年度末現在、エコパーク寒川を含め市内に 4 施設あります。これらの施設では自主検査を

行い、年1回、結果を県へ報告していますが、いずれも基準を下回る結果となっています。

エコパーク寒川から排出されるダイオキシンの測定状況

(単位:ng-TEQ/m³N)

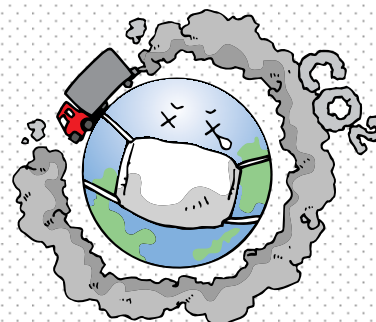
採取場所		平成21年度 (11月採取)	平成21年度 (2月採取)	平成22年度 (7月採取)	平成22年度 (2月採取)
1号炉	煙突(排ガス中)	0.0	0.0	0.0	0.00017
2号炉	煙突(排ガス中)	0.0	0.00009	0.0	0.00016

(排出基準値 5.0、自主規制値 0.1)

環境キーワード「地球温暖化の防止」

～地球の平均気温は100年間で0.74 上昇～

2007年に発表されたIPCC(気候変動に関する政府間パネル)資料では、1906年～2005年の100年間に地球の平均気温が0.74 上昇し、確実に温暖化が起きており、その原因は人間が排出する温室効果ガスの増加による可能性が非常に高いとしています。“0.74 ”と聞くとわずかな気温差だと感じる人もいるかもしれませんが、ホッキョクグマの絶滅危機、氷河の消失、台風の巨大化など、温暖化が原因と考えられる被害は多方面に広がっています。また気象庁の資料では、日本の平均気温も1898年(明治31年)以降では100年あたりおよそ1.1 の割合で上昇しているということです。



地球は、二酸化炭素やメタンなどの「温室効果ガス」と呼ばれる微量ガスの温室効果によって、現在の気温を維持してきました。しかし、産業革命以降、石炭や石油などの化石燃料を継続的に燃焼し続けたことにより、大気中の二酸化炭素などが著しく増加し、その結果、温室効果によって宇宙空間に放出されるはずの熱が大気中にとどまるようになってしまい、地球の温暖化が引き起こされてきています。地球温暖化に影響のあるガスのうち、二酸化炭素が約6割を占めていると考えられていることから、二酸化炭素の排出抑制が地球温暖化防止における最大の課題とされています。

二酸化炭素の排出は、日常生活とも密接な関連があり、自動車運行時、電力消費時、ごみの焼却の際にも二酸化炭素が排出されています。私たちの生活の中では、自動車のアイドリングストップ、家庭で使う電気の節電、薪ストーブやペレットストーブを利用することなどで、二酸化炭素の排出を削減することができます。地球のために、できることから温室効果ガス削減に心がけたいですね。

2 - 3 水資源 ～ほとんどの河川・湖沼で水質が改善～

(1) 水道

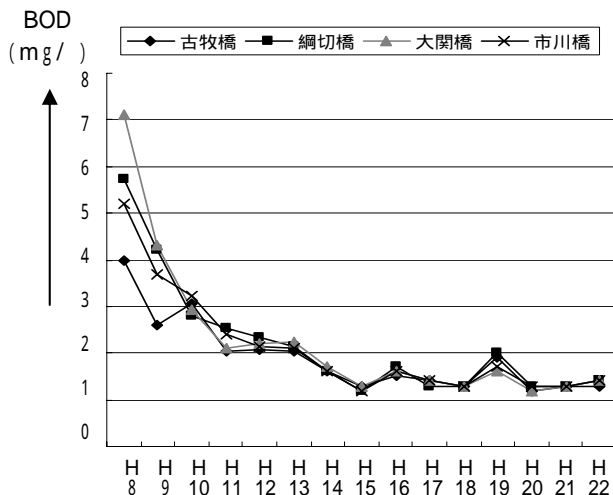
- 本市の上水道はかつて千曲川の表流水を主な水源としていましたが、平成14年に千曲川水源を脱却し、現在、上水道水源はすべて地下水及び湧水です。
- また、簡易水道は、市営が13施設、地元経営が1施設であり、その他飲料供給施設が5、地元経営水道が13施設あります。

(2) 河川の水質状況

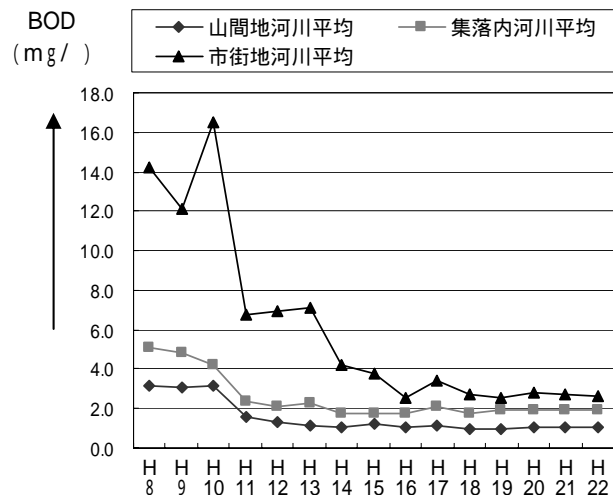
- 市では毎年、千曲川の4地点、市内中小河川の44地点、湖沼の6地点において水質調査測定を実施しています。河川や湖沼の水質汚濁防止は、水生生物の保護や、農業用水の確保にあたり、重要な問題になります。市内では生活排水の河川流入によって、一時期、市内河川の水質が悪化する傾向がみられましたが、近年の下水道普及により、これらが原因となる汚濁はほとんど見られなくなりました。しかし、農地を流れる中小河川の一部では、BOD(※)値が高くなるなど水質の汚濁が見られます。
- 本市を含む千曲川下流(上田市大屋橋から県境まで)は、環境基準のA類型に指定されておりBODの基準値が2mg/l以下に定められています。千曲川の測定地点におけるBODの値は、平成2年度以降急激に上昇した後、平成10年度以降減少し、平成22年度は1.3~1.5mg/lでした。
- 市内を流れる中小河川等は、①市街地を流れるもの、②集落(村部)を流れるもの、③山間地を流れるものに区分されます。これらの河川等は、水量に変動があるため、流域周辺の環境によって水質に影響を受けやすい状況にあります。
- 近年千曲川の水質は、県内各観測点でBOD値が基準値の2.0mg/l以下となっており水質の汚濁は見られません。しかし、千曲川の水質は流入する河川の水質に大きな影響を受けることから、市内で見られる市街地や農地を流れる中小河川等の水質汚濁は、改善していく必要があります。

BOD(生物化学的酸素要求量)...河川水など有機物による汚濁の程度を示すもので、微生物によって有機物が分解されるときに消費される酸素の量から算出される値。数値が高いほど有機物の量が多く汚れていることを示している。

千曲川におけるBOD値の経年変化



中小河川の分類別BOD値の変化



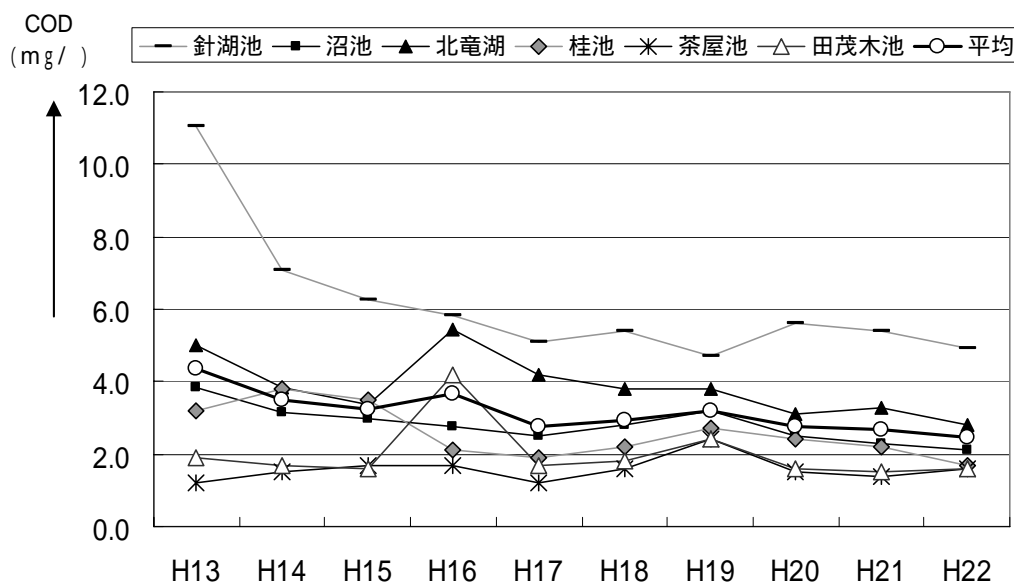
(3) 湖沼の水質状況

○市内の多くの湖沼は山間地に分布しているため、生活排水や事業所排水の影響を受けることはなく、降雨や干ばつによる希釈・濃縮などによりCOD (※) の値が変化しています。

なお、針湖については、他の湖沼と比較して特にCOD値が高く、以前から水質の汚濁が確認されていますが、これは周辺の耕作地からの肥料分が流入しているためではないかと考えられています。その他の湖沼は、比較的良好な水質を保っています。

COD (化学的酸素要求量) ...有機物による汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって分解するときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く汚れが大きいことを示しており、湖沼など藻類による光合成の影響を受ける場合に用いられる。

湖沼のCOD値経年変化



(4) 生活排水

○市内では、公共下水道、農業集落排水施設等の整備が進められ、これらの区域以外では合併処理浄化槽の設置を促進して、水洗化や家庭雑排水対策を進めています。

○市では、平成元年度に市内全域を公共下水道、農業集落排水施設、又は合併処理浄化槽のいずれかで水洗化を図るために、「下水道整備構想エリアマップ」を策定して事業を推進し、平成22年度に見直しを行って各地区の水洗化計画を決定しています。

○市では、下水道整備構想エリアマップの浄化槽整備地区を対象に、平成3年度から小型合併処理浄化槽の設置者に対して補助金の交付を行っています。

○し尿のくみ取り量は、平成3年度をピークに年々減少しており、平成22年度のくみ取り量は2,264k0、浄化槽汚泥は554k0でした。

下水道整備計画(平成22年度末現在)

事業	名称等	計画面積 (ha)	計画処理人口 (人)
公共下水道	飯山処理区	527	9800
	木島処理区	110	1800
特定環境保全公共下水道	戸狩処理区	276	3700
	斑尾処理区	48	100
農業集落排水施設	木島南部	14	400
	木島	24	830
	瑞穂	87	2510
	北瑞	36	920
	常盤第一	42	1320
	常盤第二	67	1950
	温井	18	350
	羽広山	5	110
	照岡	55	990

環境キーワード「酸性雨の防止」

酸性雨とは、硫黄を含む化石燃料（石油や石炭）を燃焼させることにより、硫酸化物や窒素酸化物が大気中に放出され、大気中で硫酸や硝酸などに変化した後、雨・雪・霧などに溶け込んで降ってくる現象です。

酸性雨は、一般的にpH5.6以下のものとされていますが、湖水はpH5.5まで下がると魚が死滅し、森林ではpH3.0以下の酸性雨が降り注ぐと、可視的障害や成長抑制をもたらすことが実験によってわかっています。

原因となる物質が放出されてから酸性雨として降ってくるまでに、国境を越えて数百から数千kmも運ばれることもあり、その動向を監視するため国際的に協力して世界各国で様々な観測・分析が行われています。アジアでは、「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)」の下で、酸性雨モニタリングを共通の手法で行うための取り組みが進められています。



私たちは、まずは問題に対する関心を持ち、酸性雨の原因となる化石燃料をなるべく使わないで済むよう心がけて生活をするのが大切です。例えば、自動車を使う機会をなるべく減らす、エアコンの使用時間を減らしたりクールビズ・ウォームビズに参加したりして節電に努める、などが考えられます。一人ひとりの取り組みは小さいかもしれませんが、100人、1000人と取り組みを広げ、大きな力にしていきたいと思います。

2-4 公害 ~ 公害苦情^{ゼロ}を目指して ~

(1) 騒音

- 本市は、昭和 48 年に騒音規制法に基づく地域指定を、昭和 57 年に長野県の公害の防止に関する条例の規定による深夜営業騒音に関する地域指定を、昭和 61 年に騒音に関わる環境基準の類型指定を受けています。
- 騒音規制法に基づく特定事業場は市内に 18 か所あり、必要に応じて騒音測定を実施し、改善指導等を行っています。
- 交通騒音については国道 117 号線を中心に、関連する主要地方道を含め騒音測定調査を行っています。自動車交通量の増大や輸送車両が大型化していることに伴い、交通騒音及び振動に関する監視や調査を継続して行っていくことが重要となります。
- 一般生活に伴うカラオケ、ピアノ、ペットの鳴き声、ボイラなどの生活騒音に関する近隣・生活環境型の苦情も増えています。
- 北陸新幹線の整備に伴い、新たに、沿線区域の新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定が平成 14 年 2 月に行われました。新幹線の開通に伴い、鉄道騒音や関連施設からの機械等による騒音も監視を行っていく必要があります。

市内の自動車交通騒音状況

県では年に 1 回、県内各地において自動車騒音を測定し面的評価を行っています。飯山市では平成 21 年度、国道 117 号はじめ 29 区間 88km が対象となり、結果は下記のとおりとなりました。

評価区間	評価結果					
	評価種別	住居戸数	昼夜とも 基準以下	昼のみ 基準以下	夜のみ 基準以下	昼夜とも 基準超過
29 区間 (88km)	全体	1,676 戸	95.3%	0.1%	0.0%	4.6%
	近接空間(1)	819 戸	96.9%	0.0%	0.0%	3.1%
	非近接空間(2)	857 戸	93.7%	0.2%	0.0%	6.1%

- 1 近接空間 ... 2 車線以下の道路の場合は道路端から 15m の範囲、2 車線を越える道路の場合は、道路端から 20m の範囲。
- 2 非近接空間...評価区間である道路端から 50m の範囲内で、近接空間以外の範囲。

(2) 振動

- 振動については、騒音と同様に工場や自動車交通に伴って発生するものがほとんどであり、昭和 62 年に振動規制法に基づく地域指定を受けています。

(3) 悪臭

- 悪臭は感覚公害といわれ、人の感覚に直接知覚されるものであり、個人差が大きいものです。本市は昭和 50 年に悪臭防止法に基づく規制地域の指定を受けています。

(4) 特定施設等の届出状況

○本市における工場・事業所等の水質、騒音及び大気の関係法令に基づく特定施設等の届出状況は、次のとおりとなっています。(平成22年度末現在)

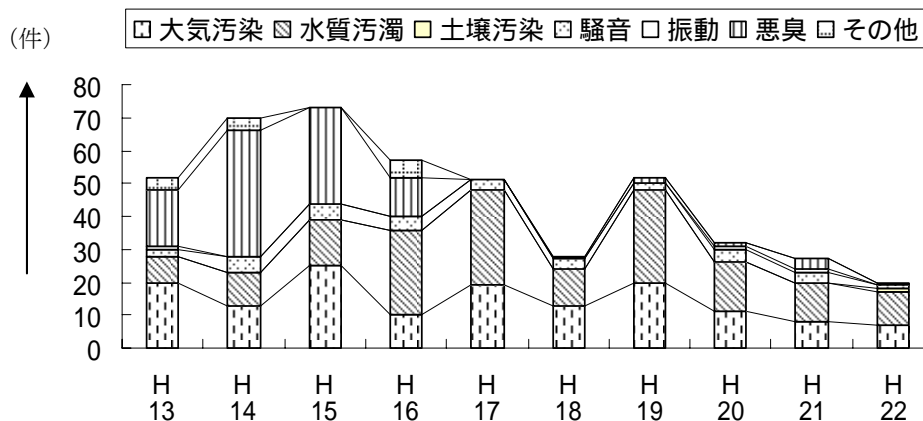
区分	施設数
水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	336
大気汚染防止法に基づく特定施設数	69
騒音規制法に基づく特定施設数	55(工場数16)
公害防止に関する条例(長野県)に基づくもの	12

(5) 公害苦情の状況

○公害苦情は、平成12年頃、ダイオキシン類に対する住民意識の高まりを反映して、ごみの野焼き等に係る大気汚染・悪臭に対する苦情が急増しましたが、近年これらの苦情は減少傾向で、灯油等の流出事故に伴う水質汚濁による公害苦情の割合が増加傾向です。

○平成22年度における公害苦情の内訳は、水質汚濁10件、土壌汚染1件、大気汚染7件、騒音1件、悪臭1件となっています。

公害苦情処理受付状況



2-5 廃棄物・リサイクル ~更なるごみ減量を~

(1) ごみ・資源物の処理

○市ではごみ減量とリサイクル推進のため、平成5年度から古紙及び粗大ごみ、10年度からガラスびん、11年度からペットボトル、15年度からプラスチック製容器包装を順次資源物として分別回収し、資源化を図っています。

○一方、本市のごみ処理量は、経済の成長に伴い増加傾向をたどりました。この状況を受け、平成19~20年度に「飯山市廃棄物減量等推進審議会」でごみの減量に

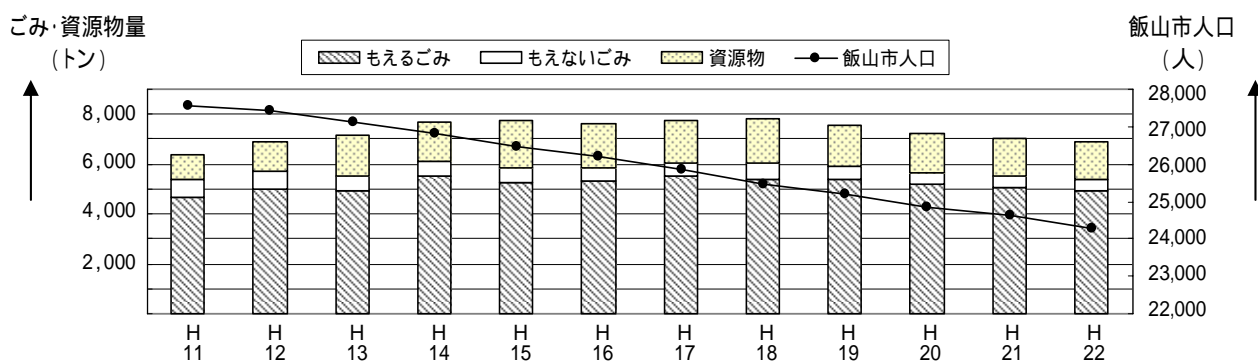
飯山市で回収している資源物

資源物種類	回収頻度
プラスチック製容器包装	週1回
古紙	月1回
飲食用ガラスびん	月2回
ペットボトル	
古布類	年2回(春・秋)

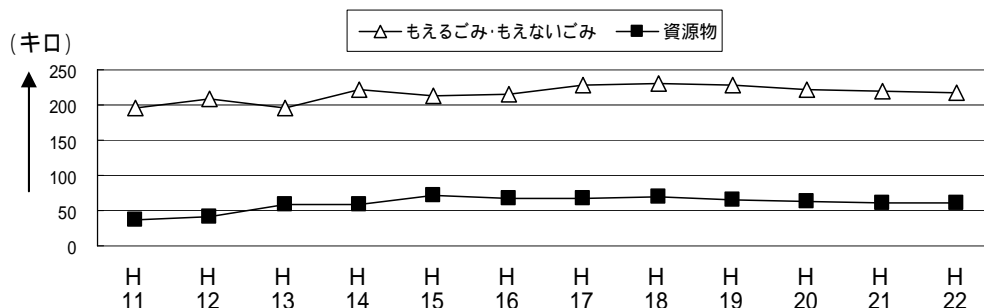
ついて検討が行われた結果、平成23年度末で「もえるごみ」を20%減量（平成18年度比）することが審議会より答申されました。その後、市民から構成されるごみ減量推進委員などと協働でごみ減量に取り組み、平成18年度以降は徐々にごみの量は減少しています。しかし平成22年度のもえるごみ処理量は4,912トンで、平成18年度と比べ9.2%の減量にとどまっています。

- また、ごみと資源物等を合わせた処理量は平成22年度で6,765トンであり、平成13年度と比べると2.6%減少していますが、人口が減少していることを考慮すると更なるごみ減量の継続が必要な状況です。

ごみ・資源物処理量の推移



1人当たりのごみ・資源物処理量の推移



- 本市では、分別排出の徹底、生ごみ堆肥化等による自家処理の推進、リサイクルの推進、ごみ問題に対する意識の向上等を柱としたごみ減量の推進を行っており、平成22年度のごみ等の再資源化率（ごみ・資源物総量のうち資源物の占める割合）は22.0%となっています。

- 市では、資源物回収（古紙）助成金、生ごみ処理容器購入費補助金及びごみ等集積施設整備事業補助金交付制度により、ごみの減量化・再資源化の推進を図っています。生ごみ処理器補助数は右表のとおりですが、当初は簡易型の安価な処理器も補助の対象としていましたが、19年度以降は購入価格1万円以上

生ごみ処理器補助数の推移

年度	補助基数	年度	補助基数
H12	183	H18	95
H13	144	H19	6
H14	56	H20	9
H15	54	H21	7
H16	62	H22	12
H17	39		

の耐久性に優れた処理器のみを対象としたため、補助数が減少しています。

(2) ごみ処理施設

○市で収集したごみは、野沢温泉村及び木島平村と共同で組織する岳北広域行政組合のエコパーク寒川において処理されています。エコパーク寒川は、昭和60年から処理が行われていた岳北クリーンセンターの老朽化に伴い、平成21年4月から稼働した施設です。

○エコパーク寒川に搬入されたもえるごみ及びもえないごみは、焼却・破碎・選別等処理された後、鉄・アルミ、ペットボトルについては資源として売却、その他は一度焼却し焼却灰は野沢温泉村にある組合の最終処分場で埋立処分されています。

またプラは、収集後中間処理施設へ運搬・処理された後リサイクルされています。

○エコパーク寒川は前の施設に比べ1日当たりの処理能力が少ない設計となっているほか、最終処分場の埋め立て能力は15年程度のため、各家庭や事業所での一層のごみ減量が必要です。



エコパーク寒川

(3) 不法投棄対策

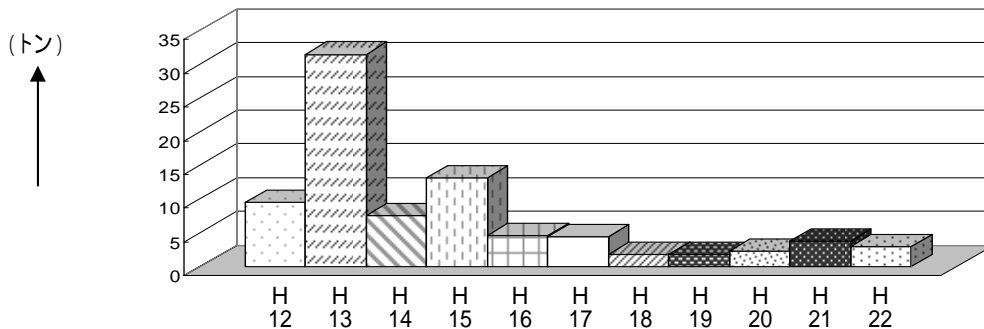
○空き缶等のポイ捨て、家庭の一般ごみ、粗大ごみなど多種多様なごみが山林、河川、空き地等へ捨てられる不法投棄が、依然市内でも見られます。不法投棄を未然に防止するため、市では環境保全推進員を配置し、道路、公園等を中心に定期的な巡回、監視、回収などを行っています。また県では、平成12年4月から不法投棄監視員連絡員を設置し、定期的にパトロールを実施しています。

○不法投棄があった場合は、投棄者の特定を行い、回収や撤去指導を行っています。投棄者が不明な場合や人通りがある道路沿いなどでは、必要に応じて地元住民、関係団体等の協力を得ながら撤去を行っています。市では不法投棄防止啓発のための看板を設置したり、各区の衛生委員と協力したりしながら防止のための対策を進めています。



警察と連携し行う、不法投棄行為者特定のための調査

不法投棄回収量の推移

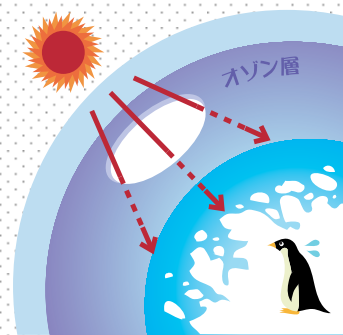


(4) フロンの回収

○1980年代から問題となっているオゾン層の減少は依然続いており、極端にオゾンの量が少ない「オゾンホール」は縮小の兆しが見られていません。オゾン層破壊の原因物質であるフロンについて、日本では、特定フロンの生産全廃や規制の対策を進めているほか、「家電リサイクル法」（平成13年施行）や自動車リサイクル法（平成17年完全施行）により、家庭や業務用の冷凍・冷蔵庫、エアコン、カーエアコンなどに入っているフロン類の回収・処理が進められています。

環境キーワード「オゾン層の保護」

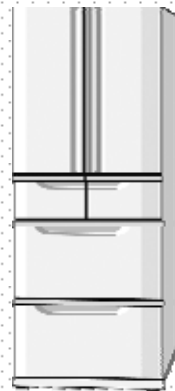
オゾン層とは、地球を取り巻いている成層圏下層（高度15Km～30Km）の比較的オゾンが多く含まれている層のことであり、有害な紫外線を吸収し、地球上の生命を守っています。しかし、60年ほど前に発明されたフロン（正式名称 CFC: 塩化フルオロカーボン）が広く使用されたことにより、この30年ほどの間にオゾン層が急激に破壊されてきました。このオゾン層の破壊により、有害紫外線の到達率が増加することで、皮膚がん、白内障による失明



の増加、作物収穫量の減少、魚類の減少などの影響があると考えられています。

オゾン層破壊物質の濃度は、1990年代以降ピークを過ぎ緩やかに減少しているものの、依然として高い状態にあり大規模な破壊が続いています。

日本では、このフロンを適正に処理するため、平成13年4月に特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が、平成17年1月には「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が施行されるなど、フロンを使用する機器をメーカーがリサイクルするシステムが構築されており、地球温暖化原因物質の排出を抑制する取り組みの強化が図られています。



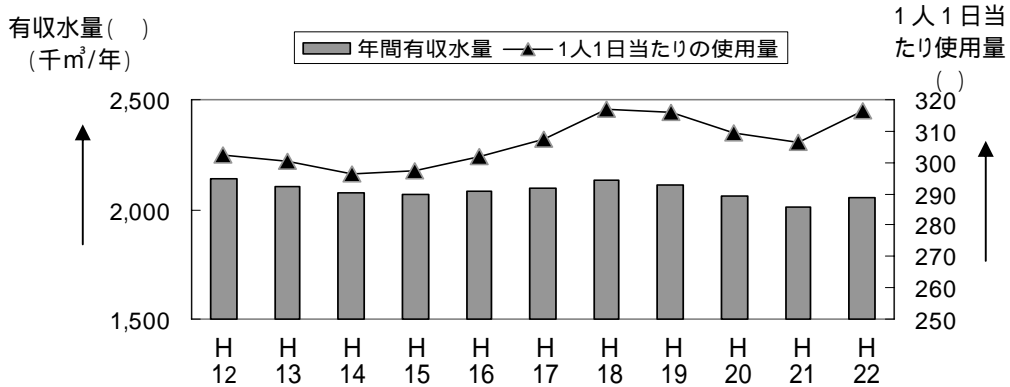
近年に発売されている中型・大型の冷蔵庫は、フロンガスを使わない「ノンフロン」製品が主流ですが、小型のものはフロンが使われているものも見られます。購入するときは省エネ性能に加え、ノンフロン製品を選ぶようにしたいですね。

2 - 6 エネルギー使用量 ～水道・電気とも使用量は増加傾向～

(1) 水道使用量

○本市の上水道使用量の推移をみると、緩やかな減少傾向を示しています。これは、市の人口減少に伴い、給水人口も減少していることを反映したものと考えられます。また、配水量に対し市民や事業者が使用した水の割合を表す「有収率」は、平成22年度で78.5%であり、近年はほぼ横ばいで推移しています。

水道使用量の推移



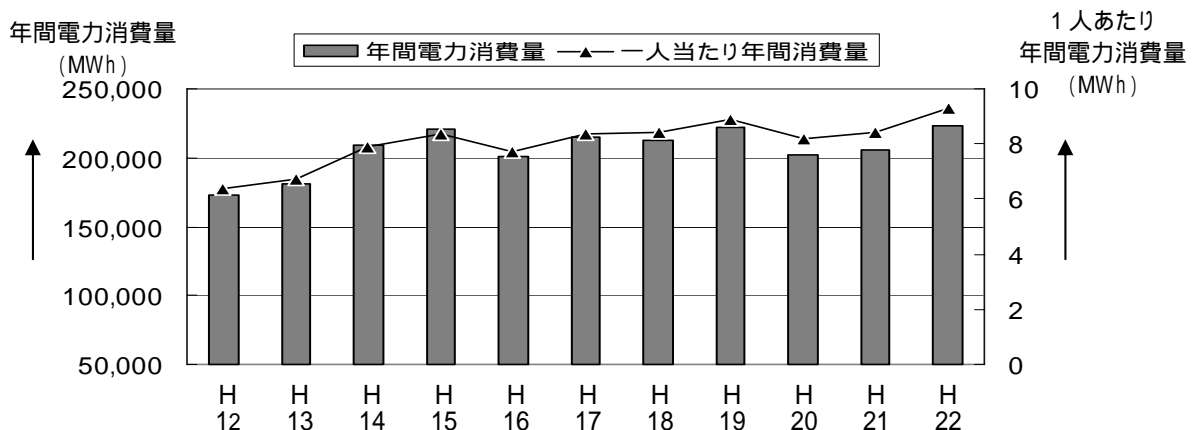
有収水量...家庭や事業所で使われている水の量

(2) 電力使用量

○家庭や事業所など市内で消費される電力量は、年により増減を繰り返していますが、平成14年度以降は年間消費量が20万MWh (※) を超える値で推移しています。また、季節変動については、夏と冬の消費量が多くなる傾向となっています。今後は新幹線開業を活かして市の活性化を図りながらも、自然エネルギーの活用や、省エネ・節電に一層取り組みを強化していく必要があります。

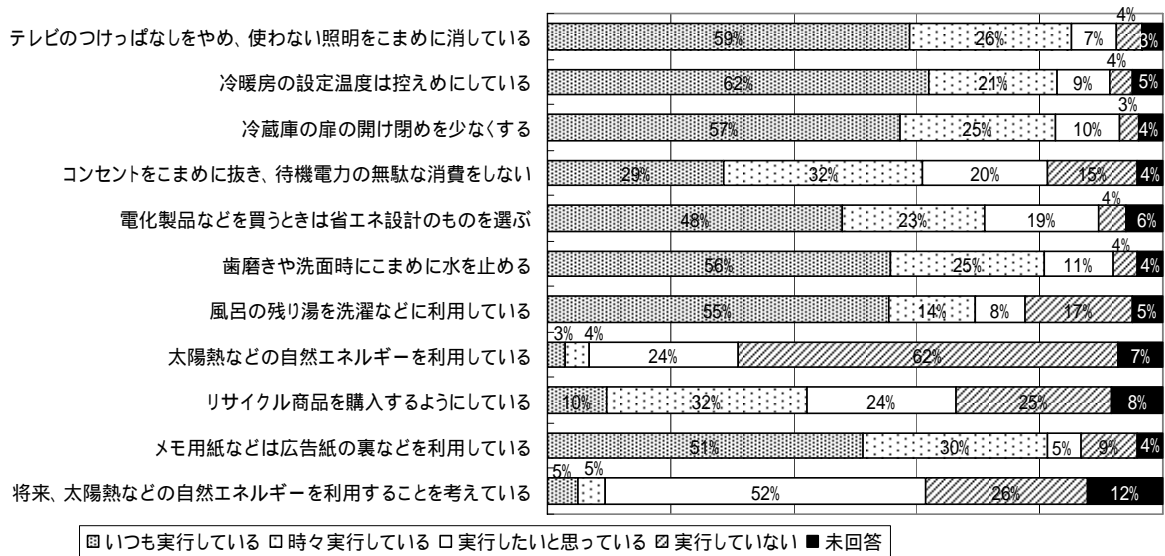
1 MWh = 1,000 kWh

飯山市内の電力使用量推移 (中部電力飯山営業所調べ)



「省エネ・省資源」に対する市民意識（H23.2 実施 市民アンケートより）

省エネ・省資源のために実行していることとしては、家庭にある電化製品の使用について省エネを心がけるなど、身近にすぐできる取り組みについて多くの人が実行していることがわかります。



飯山市役所に設置された太陽光発電パネル
（平成 23 年 12 月から稼動）

2 - 7 放射能汚染による被害防止対策 ~ 日常生活での放射能被ばくを防ぐために ~

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、福島県にある原子力発電所が大規模な津波に襲われ運転が停止し、放射性物質が空気中へ放出される事故が発生しました。この事故により、発電所がある福島県だけでなく、日本国内の広範囲で放射性物質が検出される事態となりました。
- 市内で平成 23 年 8 月及び 11 月に行った環境放射線量の測定では、健康に影響のない数値が測定されましたが、事態の収束には数十年かかるとも言われており、今後も継続的に計測を行っていくとともに、土壌や農産物、また保育園や学校給食を含め食品についても放射性物質の測定を行うなどして、安全対策を行っていく必要があります。
- 飯山市から直線距離で 50km 以内にある新潟県柏崎市にも原子力発電所があり、絶対に事故を発生させないよう働きかけを行っていくことはもちろん、今後、万が一事故が発生した場合の対応等についても、準備をしておく必要があります。

飯山市役所での放射線量の測定状況

(長野県による測定、測定値単位は $\mu\text{Sv/h}$)

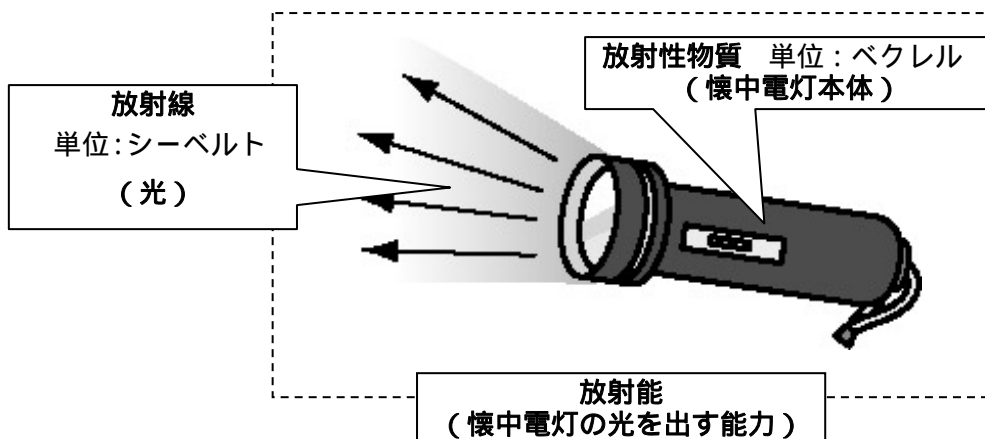
測定場所	測定日	測定値	測定場所	測定日	測定値
市役所駐車場 (高さ 1 m)	H23.7.29	0.07	市役所 屋上	H23.7.29	0.08
	H23.11.2	0.08		H23.11.2	0.08

放射能、放射線、放射性物質の違いは…

「放射線」は原子核から出てくるエネルギーそのもので、「放射能」は放射線を出す能力のことです。懐中電灯に例えると、光が放射線、懐中電灯本体が放射性物質、懐中電灯の光を出す能力が放射能にあたります。

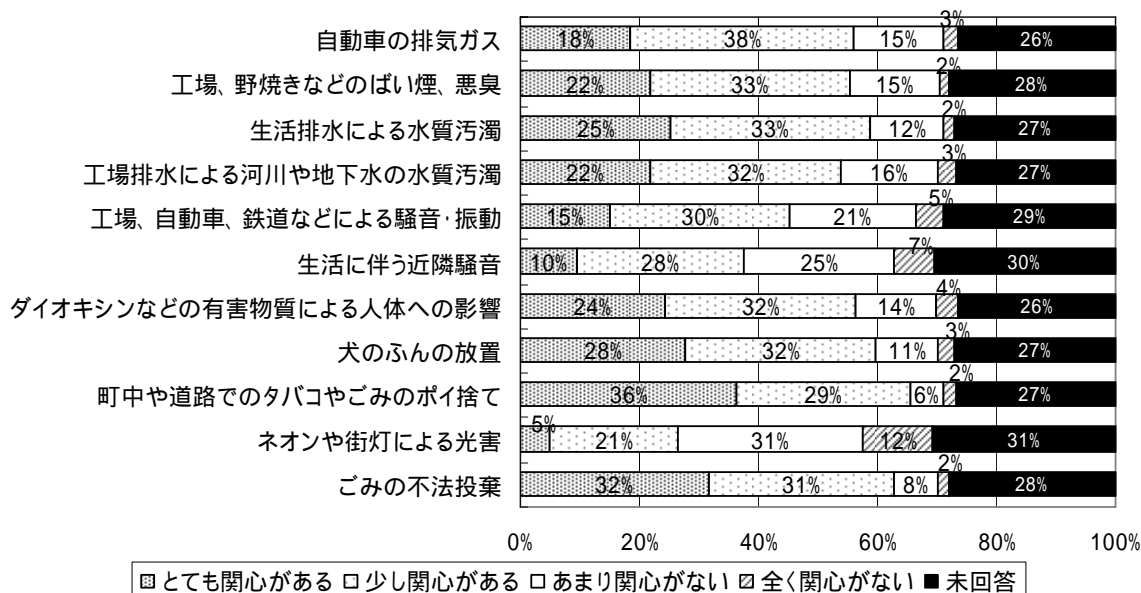
一般に「放射能漏れ」とは「放射性物質漏れ」のことであり、放射線を出す放射性物質が原子力施設の外部に漏れ出すことです。

(消費者庁発行「食品と放射能 Q & A」より)



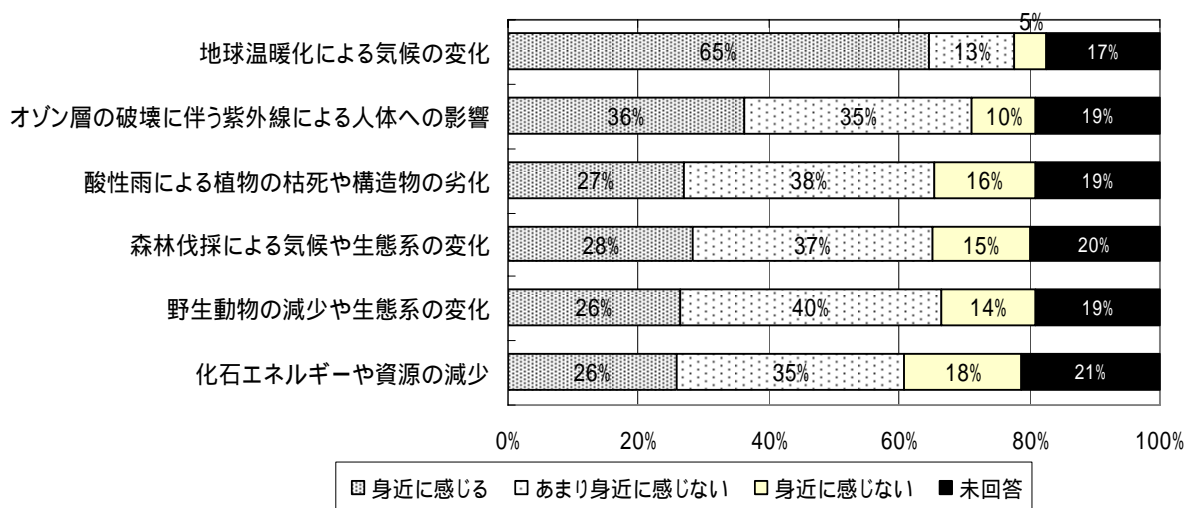
「生活環境」に対する市民意識（H23.2 実施 市民アンケートより）

この項目では生活排水による水質汚濁、犬のふんの放置、タバコやごみのポイ捨て、不法投棄などに高い関心が寄せられています。



「地球環境」に対する市民意識（H23.2 実施 市民アンケートより）

地球環境に関して身近に感じている項目としては、「地球温暖化による気候の変化」が最も高い結果となりました。



2 - 8 土地利用 ～飯山市の半分以上が森林～

○本市は東西に23.1km、南北に25.2km の広がりをもっており、市全体の面積は202.32 km²となっています。

○土地利用の状況は、全体の6割近くを森林(58.8%)が占めており、それ以外は農用地(17.4%)、水面・河川・水路(4.1%)、道路(3.7%)、宅地(3%)、原野(1.4%)、その他(11.6%)となっています。(※)

(数値は国土利用計画第二次飯山市計画 基準年H18)

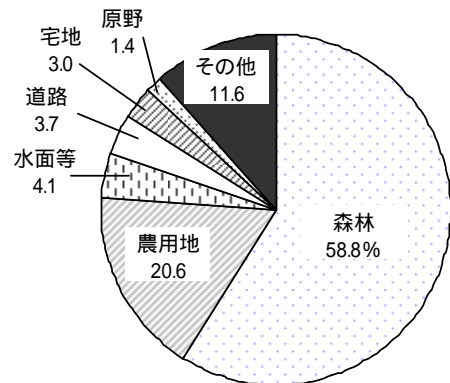
○盆地内部の平坦地部は主に稲作地として土地利用が行われており、岡山上段地区は畑地として大規模な農地開発が行われました。

○森林をはじめとする自然的土地利用面積が市全体の約82%を占めていることによって、本市の自然に恵まれた環境が形成されています。今後も自然環境との調和のとれた土地利用の推進を図っていくことが必要です。

○本市の都市計画区域は、昭和25年に旧飯山町全域を対象として1,613ha が定められ、昭和41年に秋津、木島の一部を区域に取り込み、旧飯山町の山間部を除外し、現在の1,083ha に変更されました。現在の用途地域面積は318haであり、住居系が77%、商業系が8%、工業系が15%となっています。また、特別用途地域として愛宕町の仏壇街7.2ha が特別工業地区に指定され、準防火地域として94haが指定されています。

○都市計画区域については、平成12年3月に策定した「飯山市都市計画マスタープラン」に基づき、区域の見直し、適切な用途の設定により、健全な都市づくりに向けた土地利用の誘導と規制を図っていくことが課題となっています。

市内の土地利用状況



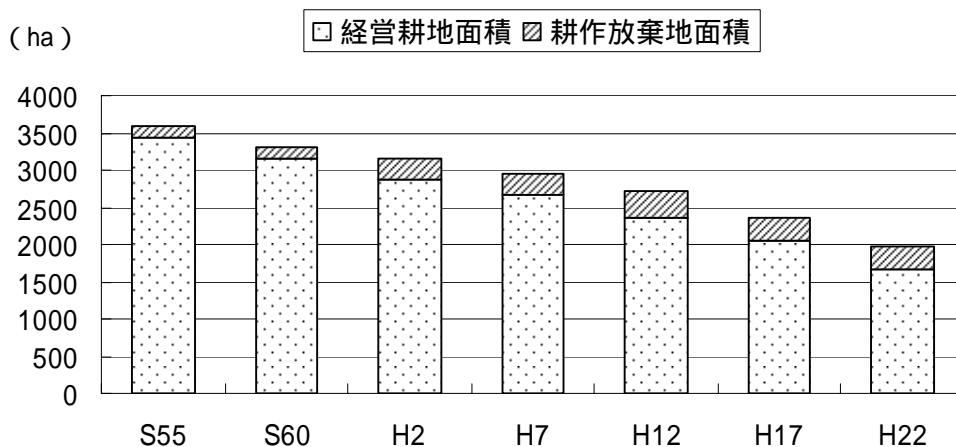
都市計画用途地域の現状

区分	面積 (h a)
第一種低層住居専用地域	93
第一種中高層住居専用地域	17
住居地域	133
近隣商業地域	20
商業地域	10
準工業地域	27
工業専用地域	18
計	318

○市内の経営耕地面積は年々減少傾向にあり、農地区分としては水田がおおよそ6割を占めています。農家の担い手不足や高齢化が進み、農家数が年々減少傾向にあり、経営

耕地面積に対する耕作放棄地面積の割合も年々増加しつつあります。
○畑ではアスパラ、ズッキーニ、キュウリ等が多く栽培されています。

市内耕地面積の推移(農林業センサス)



2 - 9 道路・交通 ~すべての人にやさしい交通網整備を目指して~

- 本市の主要交通網は、幹線道路は国道117号線、292号線及び403号線が走っており、長野市と新潟県十日町方面を結ぶJR飯山線が市内を南北方向に通過しています。
- 自家用車の増加に伴い、鉄道、バス等の公共交通機関は利用者が減少している一方、高齢化の進展に伴い、交通弱者の移動手段の確保が求められています。平成24年度の新公共交通システムによる運行開始を目指し、平成23年度に調査事業を実施しました。
- 市の南部に接する旧豊田村を上信越自動車道が通過しており、豊田飯山ICが近接しています。また平成26年度末の北陸新幹線飯山駅開業に向け、駅周辺整備等を進めています。
- 市内の道路のうち、国道や県道の幹線道路はほぼ100%舗装整備されていますが、道路全体の8割以上を占める市道の舗装率は5割強と低くなっています。しかし集落内などの生活道路はほぼ100%の舗装整備となっています。

2 - 10 歴史・文化 ~地域の文化を次世代に~

- 信越県境に位置する飯山市は、豊かな自然に囲まれ、飯山盆地を北上する千曲川の恩恵を受けながら特色ある雪国文化をはぐくんできました。
- 歴史的には信州の北の玄関口として他地域との交流が見られるほか、国指定の小菅神社奥社、県指定の飯山城跡、恵端禅師旧跡をはじめとした多くの文化財が地域を語る貴重な財産として受け継がれています。
- 一方で生活環境の変化により利便性や普遍性が重視され、山間部を中心とした高齢化や地域的な繋がり希薄化など、地域文化の継承が今後の重要な課題となっています。
- 文化財の保護・活用を図るとともに、語り継がれた歴史、おまつりなどの年中行事にあらわれる民俗文化、食文化の中に多岐にわたる文化資源としての価値を積極的に見

出し、発信し、次世代につなげていく地域づくりを推進する必要があります。

重要文化財、史跡、県宝等一覧 (H23.4.現在。天然記念物は別掲。有形文化財は省略)

種 別		名 称 ()内は指定年及び所在地
国	重要文化財	白山神社本殿及び附属棟札 (S 27、岡山)、健御名方富命彦神別神社末社若宮八幡神社本殿 (S 27、太田)、小菅神社奥社本殿及び附属宮殿 2 基 (S 39、瑞穂)
	重要無形民俗文化財 (重要美術品)	小菅の柱松行事 (H 23、瑞穂) 健御名方富命彦神別神社本殿及び付属鱈口 (S 23、太田)
	史跡	恵端禅師旧跡正受庵 (S 35、飯山)、飯山城跡 (S 40、飯山)、勘介山古墳 (S 40、秋津)
県	県宝	桐竹鳳凰文透彫奥社脇立 (S 39、瑞穂)、板絵著色観音三十三身図 (S 39、瑞穂)、木造伝聖徳太子立像 (S 54、飯山)、太刀 銘天然子壽昌 (H 1、飯山)、菩提院の絹本著色両界曼荼羅図 (H 14、瑞穂)
	無形民俗文化財 (選択無形民俗文化財)	五束の太々神楽 (H 10、太田) 富倉の笹寿司 (H 12、富倉)
	有形民俗文化財	今井の伊勢社 (S 61、太田)、万仏山観音石像及び本尊 (S 61、瑞穂) 秋津の祭り屋台 (H 4、秋津)、五束の伊勢社 (H 10、太田)
	無形民俗文化財	さつまおどり (S 48、常盤)、五束の御柱 (H 13、太田) 桑名川の大祭 (H 15、岡山)、からすおどり (H 16、全域)
市	史跡	須多峰遺跡 (S 51、飯山)、藤ノ木の御旧跡 伝親鸞聖人・蓮如上人御旧跡 (H 4、柳原)、有尾 1 号古墳 (H 9、飯山)、法伝寺 2 号古墳 (H 9、秋津) 小菅大聖院跡及び奥社参道 (H 15、瑞穂)
	(選択無形民俗文化財)	富倉の笹寿司 (H 19、富倉)、いもなます (H 19、全域)、えご (H 19、全域)、富倉そば (H 19、富倉)



五束の御柱



飯山城跡

飯山の宝

「小菅の柱松行事」国の重要文化財に

平成23年に、「小菅の柱松行事」が国の重要無形民俗文化財に指定されました。飯山市の国指定文化財は、「白山神社本殿」、「小菅神社奥社本殿」、「健御名方富命彦神別神社末社若宮八幡神社本殿」、「黒岩山」につづき、これで5件目となります。

小菅の柱松行事は、瑞穂の小菅地区で3年に一度行われる、天下太平、五穀豊穡を祈願する行事で、集落の中心部に上・下の2本の柱松を立て、その頂部にさした尾花に早く点火し、近くにある休石に至る速さを競い合うものです。

これまでも奇祭として多くの観光客や研究者から注目されてきましたが、今後、国の宝としてますます注目されていくでしょう。



2-11 景観 ～豊かな自然が織りなす美しい景観を守るために～

- 本市の風景は、絵画の題材や写真の被写体として好まれています。このような魅力ある地域の景観を保全・創出することを目的として、「全市公園化構想」、「飯山市景観形成基本計画」を策定するなど、地域景観まちづくり運動を進めています。
- 国道117号線飯山バイパス等においては、地域住民の協力を得て、フラワーロード、桜つつみ事業などによる沿道景観づくりを進めています。また、飯山市沿道景観維持に関する指導要綱により、屋外広告物の独自規制も行っています。
- 市街地を取り囲む緑豊かな山並みは、水と緑に恵まれた郷土の景観を形成している一方、千曲川や市街地を流れる中小河川の水辺環境の保全・創出を図ることによって、潤いのある景観を形成することができます。
- 本市の景観は、次のような5つの骨格となる要素によって形成されています。
 - ・領域の縁取り・・・領域を限定する山並みや台地等
 - ・連続する軸・・・奥行きやつながりを感じる川や道
 - ・建物などの集積・・・市街地、集落、寺院群等
 - ・目印となる建造物や山・・・方向性を示す山や建造物等
 - ・まとまった広がり・・・まとまった田畑等
- また、景観資源は、次のように6つの類型に整理することができます。
 - ・まち並みの風景・・・寺町、雁木のある通り、農村集落、住宅街
 - ・山並みや緑の風景・・・山、緑

- ・ 歴史あるものの風景・・・・・・・・寺社、文化財、史跡、石造物
- ・ 川のある風景・・・・・・・・千曲川
- ・ 農村や農村集落の風景・・・・・・・・農地、集落
- ・ 地域の祭りやイベントの風景・・・祭り、地域行事

○本市では、住民が地域の建物の形態、色彩等の外観や緑化など良好な景観保持のルールづくりとして知事の認定を受けた景観形成住民協定を順次締結しています。

景観形成住民協定締結地区

名称	協定年月	地区の特徴
小菅の里景観形成住民協定(瑞穂小菅区)	H7.12	小菅神社周辺景観保護
松倉区景観形成住民協定(飯山松倉区)	H8.12	住宅団地内の住環境整備
愛宕寺町まちづくり協定	H9.6	仏閣仏壇店のまちづくり・雁木整備
中央通り線景観形成住民協定(飯山北町・田町区)	H11.7	調和ある街並みづくり
瀬木景観形成住民協定(太田瀬木区)	H13.3	自然と調和した景観を守り、豊かで潤いのあるまちづくり
五荷景観形成住民協定(太田五荷区)		

- 歴史資源に恵まれた地域の特徴を生かし、寺社、史跡、地域の祭り等の保全・活用を図っていく必要があります。
- 平成12年3月に県は、飯山市、中野市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、豊田村(現：中野市)及び栄村の7市町村にわたる高社山麓・千曲川下流域の優れた景観を保全・創出し、美しい景観づくりを進めるため、長野県景観条例に基づく景観形成地域に指定しました。重点地域は5つの地域に区分され、それぞれの地域の建築物・工作物の新築、改築、外観変更等や土地の形質の変更、土石類の採取、広告物の表示掲出の届出を要することが定められています。

2 - 12 公園・緑地 ~ 都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積は25㎡~

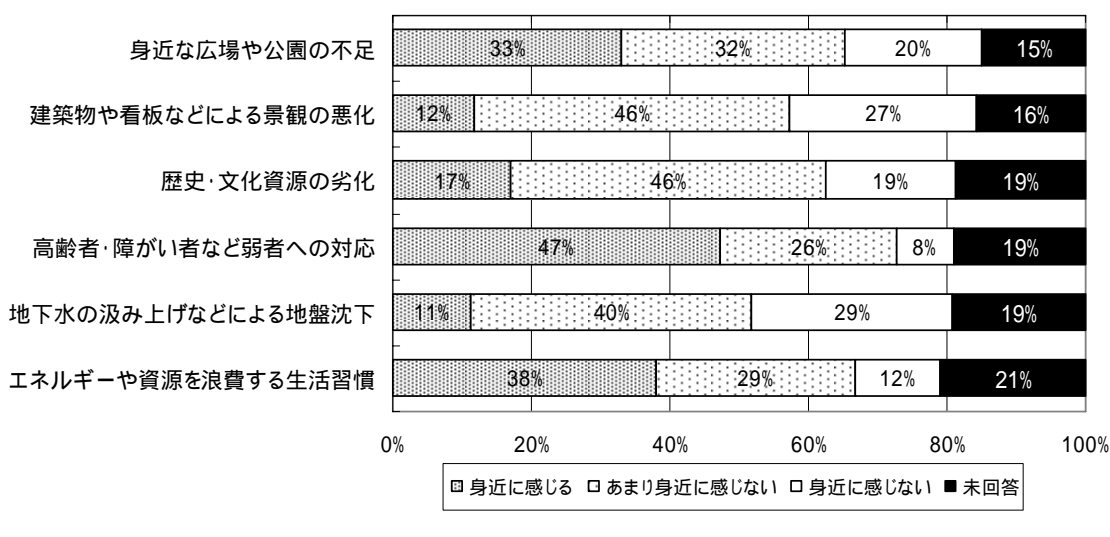
- 本市の公園・緑地は、都市公園として運動公園1か所、近隣公園1か所、街区公園が4か所設置されており、その他の公園等として本町ぶらり広場、城山公園ポケットパーク、戸狩河川公園、菜の花公園などが整備されています。
- 都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は約25㎡であり、県平均の9.6㎡を大きく上回っていますが、供用面積のほとんどが運動公園で占めており、身近な憩いの場としての街区公園の整備が必要です。
- 整備された公園以外では、各地域の寺社の境内などがその役割を果たしています。
- 自然を活かした公園や気軽に行ける広場など、ふれあいと憩いの場としての公園・緑地の確保が必要とされています。

市内都市公園の状況

名称	計画面積 (ha)	供用面積 (㎡)	都市計画上の分類
新町児童公園	0.16	1,646	街区公園
鉄砲町児童公園	0.14	919	街区公園
上町児童公園	0.12	1,200	街区公園
飯山駅前公園	0.34	3,394	街区公園
城山公園	6.49	64,923	近隣公園
飯山運動公園	20.80	202,200	運動公園
計	28.05	274,282	

「都市環境」に対する市民意識 (H23.2 実施 市民アンケートより)

この項目では、広場や公園の不足、弱者への対応、エネルギーや資源を浪費する生活習慣などが、身近な問題として感じられています。



市教育委員会認定のふるさと案内人 「飯山市マイスター」

飯山市に関する豊富な知識とおもてなしの心で市内を案内できる「飯山市マイスター」が平成23年に誕生しました。ふるさと検定のマイスター合格者を対象に講習会を開催し、その修了者を飯山市マイスターとして初年度は10人が認定されました。

新幹線飯山駅の開業を控え、訪れる方々に飯山を案内しアピールすることのできる人材として、今後の活躍が期待されます。

